

議事日程(第4号)

令和5年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第67号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第68号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第3 議案第69号 高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第70号 高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第5 議案第72号 高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第73号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第74号 高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定について
- 日程第8 議案第75号 高鍋町災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第76号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第10 議案第71号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第77号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第78号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第79号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第16 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第17 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第67号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第68号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第3 議案第69号 高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第70号 高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第5 議案第72号 高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改

正について

- 日程第6 議案第73号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第74号 高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定について
- 日程第8 議案第75号 高鍋町災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第76号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第71号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第77号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第78号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第79号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第16 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第17 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（11名）

1番 日高 正則君	3番 橋 重文君
5番 春成 勇君	6番 兒玉 秀人君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
12番 檜原 富子君	13番 松岡 信博君
14番 緒方 直樹君	15番 古川 誠君
16番 永友 良和君	

欠席議員（3名）

2番 森崎 英明君	7番 中村 末子君
11番 加藤 秀文君	

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 宮本 敦子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	黒木 敏之君	副町長 ……………	小山 圭一君
教育長 ……………	島埜内 遵君		

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君
建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君
農業委員会事務局長補佐	小澤 宏之君
地域政策課長	山下 美穂君
会計管理者兼会計課長	鳥取 和弘君
町民生活課長補佐	内田 美香君
健康保険課長	濱本 生代君
福祉課長	杉田 将也君
税務課長	宮越 信義君
上下水道課長補佐	松浦 郁雄君
教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第67号

日程第2. 議案第68号

日程第3. 議案第69号

日程第4. 議案第70号

日程第5. 議案第72号

日程第6. 議案第73号

日程第7. 議案第74号

日程第8. 議案第75号

日程第9. 議案第76号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定についてから、日程第9、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）まで、以上9件を議題といたします。

本9件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 8番。おはようございます。

総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和5年第4回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、議案第69号高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第70号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、議案第72号高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第73号会計年度任用職

員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、そして、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中、関係部分についての6件でございます。

審査日程は12月13日から14日までの2日間、委員7名出席、説明のための担当課職員、要点筆記の2事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行いました。

執行部からタブレットを活用し、議案、予算書、説明資料等を基に詳細な説明を受けた後、委員からの質疑を行いました。

その中の特筆すべき事項、周知しておくべき事項について、審査の経過と結果を議案順、担当課ごとに可能な限り丁寧に報告をさせていただきたいと思っております。

議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、福祉課から説明がありました。

施設の概要や利用状況、指定管理の概要、管理運営業務等についても説明があり、高鍋町老人福祉館及び老人福祉館別館の指定管理者として、高鍋町社会福祉協議会を指定したいとのこと、その指定予定の高鍋町社会福祉協議会は、平成18年から18年間、指定管理者として管理運営を行ってきた実績があること、施設利用者についても関係を持つ福祉関係団体が多いし、施設の場所、目的、業務内容から考慮して、その施設運営にも精通している高鍋町社会福祉協議会を指定管理者とすることが妥当であると判断をした。

また、社協の事務所も同敷地内に隣接しており、利用者の手続の上でも利便性が図られているため、指定管理者指定の継続は有効であると考えているとの説明でした。

質疑に入り、委託料の設定金額は1年分なのか、これまでの委託料はどの質疑に、1年分で今年度までより若干は上がっているとのこと。

利用料金制度を適用しているが、その収入を幾らか受け入れるということになるのかとの質疑に、利用者に福祉団体が多いことから、ほとんどが利用料免除になっているためあまり望めないが、前年より若干の上乗せの金額を見込んで指定管理者の収入にと考えているとのことでした。

質疑が終わり、討論を求めましたが、討論はなく、議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第69号高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、健康保険課から説明がありました。

当該施設は平成30年9月末で事業を廃止しており、事業廃止後の同施設の活用方針が未定だったが、令和6年2月から高鍋町福祉センターとして使用することとなったため、同日付で高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止するものとの説明がありました。

質疑はなく、質疑を終了し、討論を求めましたが、討論もなく、議案第69号高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成全員で可決す

べきものと決しました。

議案第70号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、総務課から説明をもらいました。

条例の別表の改正だが、条例に規定する附属機関のうち廃止となった機関及び名称等が変更となった機関等があることから、条例の一部を改正するものとの説明、現行と改正後の内容を比較しながら削除するもの、名称や目的の修正を加えたものについて個別に説明を受けました。

質疑に入り、青少年育成町民会議が附属機関ではないとのことで削られているが、県の育成県民会議との兼ね合いはとの質疑に、団体の活動内容が自治法に規定する附属機関としての要件に合致していないことによるこの条例の削除であって、同団体の廃止に基づくものではなく、現在も設置されており、活動中だとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第70号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第72号高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉課から説明がありました。

本案は、現在使用していない高鍋町老人デイサービスセンターの用途を廃止し、新たに高鍋町福祉センターとして使用するため所要の改正を行うもので、施行日は高鍋町老人デイサービスセンターの用途廃止日である令和6年2月1日とすることで、条例の新旧対照表を基に詳細に説明がありました。

質疑に入り、福祉センターの所在地番が数多くあるがとの質疑に、現行は高鍋町大字北高鍋300番地の1筆のみとしているが、現状として高鍋町総合福祉センターの敷地内には9筆の地番が存在しているので、本改正で全ての地番を記載することとしたということでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第72号高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第73号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務課から説明を受けました。

地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とするように必要な条例の改正をするものです。約130名の会計年度任用職員が該当し、1名につき最大約30万円程度の支給増となる見込みとの説明がありました。

質疑に入り、国の法改正により、結果、人件費の増となるが、その対応に国から何らかの手当て等はあるのかとの質疑に、何もない、国の補助事業等で職員を任用する場合には事務費の中で人件費を見ることができるが、町単独雇用の場合は何もないとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第73号会計年度任用職員に対

する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に伴う条例の制定について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第76号です。令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中の総務厚生常任委員会関係部分について、まず、財政経営課から説明がありました。

債務負担行為は26種の事業について、4月1日から事業を行うために、本年度末までに契約をする必要があるものについて追加を行っている。

歳入について、町債は、明倫保育園施設整備事業ほか5つの事業に充てるため町債を増額するもの、今回は当課財政経営課の歳出補正はないとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、債務負担行為の個別件数と内容の分かる追加資料を頂きたい旨要望があり、追加データにアップする確認を得ました。

次に、地域政策課です。

本年10月18日に100万円の寄附を頂き、この額を歳入及び歳出に計上している。寄附者の意向は、高鍋駅舎の改修に充ててほしいとのことだったので、歳入で計上した寄附金を次年度の駅舎改修工事に向けてふるさとづくり基金に積み立てるものとの説明でした。

質疑に入り、駅舎改修工事の債務負担行為の2億2,000万円という金額はどの質疑に、駅舎本体工事は工期が11か月ほどかかる。今後、交付金の申請を行い、それを財源にしたいが、そのためには単年度6年度に竣工させなければいけないので、新年度に入ったらすぐに着工したい。新年度になってからの契約等の事務処理となるとどうしても遅れが生じてしまうので、債務負担を上げさせてもらい、契約期間、契約関係を5年度、今年度中に進めていきたい。

また金額について、今設計の中で単価入替え等の作業をしてもらっているが、おおむね2億円の事業費だが、どうしても古い建物なので、後発での改修点が見えたときのために、1割2,000万円のバッファを見てこの数字を最大限として計上したとのことでした。

入札等のスケジュールはどの質疑に、5,000万円以上の契約などで議決を要するが、交付金の決定が年度末日3月末になる、交付決定が出ないと着手できないとのことで、本契約は当然できないが、仮契約なら可能であるので、今年度内に——5年度内に仮契約を済ませて、4月初めに臨時議会をお願いしたいと考えている、そのようなスケジュールで考えているとの答弁でした。

健康保険課からです。

今回の補正は、介護保険特別会計の繰出金、6年4月の高齢者等多世代交流拠点施設の譲渡に向けて必要となる役務費、令和4年度の事業費精算に伴う今年度負担額の確定に伴う救急医療施設等運営に係る負担金、健康づくりセンターの燃料費等を計上しているとの説明を受けた。

高齢者等多世代交流拠点施設費の役務費は、9月議会で議決された高齢者等多世代交流拠点施設の譲渡に関して、譲渡する施設のうち旧在宅介護支援センターが未登記のまま

あるので、登記事務に必要な手数料を計上したこと、ほかに債務負担行為の限度額設定について個別に説明を受けました。

質疑に入り、西都児湯センターの負担金が減少しているのは医師不在の関係があるのかとの質疑に、全体で必要な事業費を関係自治体で割り戻して計算するもので、利用者数が減になった結果と思われるとの答弁でした。

また、未登記の物件があったということだが、町の財産台帳との絡みはどの質疑に、登記はされていないものの台帳には記載があったので、その内容自体には変更はないとのことでした。

福祉課です。

大半が実績見込み等による増減の計上で、歳出では、児童福祉総務費、負担金補助及び交付金の明倫保育園施設整備事業補助金は、設計費用分の加算が認められたため増額するもの、福祉センター費、需用費、光熱水費は、電気料の値上がり及び一ツ瀬川農業水利事業所の入居に伴い光熱水費の不足が見込まれるため増額するもの、扶助費、幼稚園認定こども園給付費は、認定こども園運営費の公定価格改正に伴い増額するもの。

歳入については、主に今回の歳出補正に伴い国・県の負担金・補助金を計上するものとの説明。

また、予算書第2表の繰越明許費について、就学前教育・保育施設整備事業及び放課後児童クラブ施設整備事業の2件は、いずれも石井記念友愛社が現在進めている明倫保育園、明倫児童クラブと小規模児童養護施設を併設する複合型施設の整備事業について、着工が9月になり本年度中に工事が完了できないことから、繰越明許費の設定を行うものとの説明がありました。

質疑に入り、行旅死亡人の葬祭費の額の設定はどの質疑に、金額はその方個人の動向で変動がありますが、24万円が限度額というものではないとのことでした。

また、福祉センターの光熱費について、一ツ瀬川農業水利事業所に無償で貸している分のものとあったがどの質疑に、それぞれの職員数、使用面積等の案分によって負担割合を設定し、請求して支払ってもらっている。今回の社協の引っ越しの後は、全額一ツ瀬の支払いとなるとの答弁でした。

町民生活課です。

歳出では、戸籍住民基本台帳のシステム改修費として297万円を計上している。これはデジタル手続法による住民基本台帳法の改正に伴い、戸籍に記載されることとなる氏名の振り仮名を住民票の記載事項に追加する旨等の処置を講ずることとされたことから、住民記録システムに対応機能を実装するための改修を行うもの。

歳入は、歳出で計上した経費を含む住民基本台帳法及び戸籍法の改正に伴う各種のシステム改修に要する経費等に対する国庫補助として849万2,000円で、補助率は10分の10との説明でした。

質疑に入り、歳入歳出額の差額はどの質疑に、歳入のうち297万円は今回の歳出補正

分、残りの差額は戸籍附票のシステム改修分と戸籍のシステム改修分で、これらも補助対象となっており、当初予算で歳出計上させてもらっているとのことでした。

これはいつ執行するのか、繰越しとかにしなくてよいのかとの質疑に、国の事業進捗状況によるものですが、このままの進み方だと言われるとおり、恐らく繰越しをせざるを得ないと考えているとの答弁がありました。

税務課です。

今回の補正の内容は、相続税法第58条通知のオンライン化に向けたeLTA X連携テストの支援手数料、相続税法の改正が行われ、固定資産課税台帳の登録事項等を法定受託事務として、所管税務署長へ通知しなければならなくなったこと、今回の改正は、行政機関の情報連携をオンライン化し、市町村及び税務署における当該事務の効率化を図ることを目的として行われたものであり、来年の3月から施行される予定とのこと。

補正額は26万4,000円で、連携テストの支援が必要となった場合の最大の経費を計上しており、テスト作業の内容によっては支援が不要となる、または経費が縮小する可能性もあるとの説明でした。

質疑に入り、結局、現在よりよくなるということかの質疑に、町にとってはこれまでのように通知書への手書き記入が省略されることで、間違いもなくなり、事務の簡素効率化も図られることになり、メリットになるとの答弁でした。

総務課です。

総務費、総務管理費、交通安全対策費で、これまでの議会一般質問で取り上げられたホテル四季亭からパチンコオーパス間の防犯灯の新設と、8月の落雷による防犯灯の故障及び鋼管柱——鋼の管の柱の老朽化等による修繕であり、今後の予算に不足が生じる見込みのため補正増額したと。

また、消防施設費では、一般社団法人日本損害保険協会から小型動力ポンプ付軽消防自動車（デッキバンタイプ）1台の寄贈が決定したので、重量税や自賠責保険等の諸経費について所要の予算を計上したとのことでした。

質疑に入り、防犯灯の新設とのことだが、電気代はどかが負担するのかとの質疑に、この箇所については、地区公民館はもちろん、飲食店も協力して負担することの協議が行われて調整をされているとのことでした。

また、この消防車は県内ではどの程度配備されているのか、また、どのように運用するのかとの質疑に、県内でも珍しいもので市町村では初めてのことだ。運用は直轄部の現ポンプ自動車を廃車し、当該軽消防自動車の管理運用を直轄部が担うこととなるとの答弁でした。

これで質疑を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、採決に移り、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中の総務厚生常任委員会関係部分について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。委員長、まだ質疑があります。

ちょっと暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

.....
午前10時21分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告になっておりますが、副委員長の加藤議員が欠席となりまして、本来なら年長者であります森崎英明議員が報告をすることになるんですが、森崎議員のほうもちょっと欠席ということになりましたので、委員会で話し合いをされました結果、14番、緒方直樹議員が委員長報告をするということになりましたが、これを許可したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。それでは、文教産業建設常任委員会の報告を求めます。14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。それでは、御報告いたします。

令和5年第4回高鍋町議会定例会において、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第68号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、議案第74号高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定について、議案第75号高鍋町災害危険区域に関する条例の制定について、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中、関係部分についてでございます。

それでは、審査の経緯と結果を御報告いたします。

審査の日時は12月13日、14日の2日間、第1会議室において、文教産業建設常任委員1名欠席の6名出席、要点筆記の事務局長補佐、担当課職員出席の下に調査を行っております。

なお、審査に当たり、今回より導入されましたタブレットを使った審査となりましたが、執行部から詳細な説明資料がスムーズに提示されたことを申し添えておきます。

説明については、全ての報告ではなく要点のみを報告することとし、報告順序については付託議案順のとおりに行います。

審査報告に当たっては、委員からの質疑が多数ありましたが、一部の質疑にとどめることを御了承願います。

それでは、まず、議案第68号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定についてであります。

これは施設の概要、指定管理者が行う管理運営の概要などを詳細説明を受け質疑に入っております。

委員より、指定管理の委託料が81万3,000円だが、現在の委託料と同じなのかとの質疑に、現在の委託料は78万5,280円で今回見直しを行っております。これは、収支と支出の兼ね合いや物価高3%であることから変更しているとの答弁でありました。

次に、委員より、施設の老朽化に伴い不備な箇所が多数発生しているが、今後の対策はこの質疑に、今後検討していきたいとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で原案どおり可決

すべきものと決しました。

次に、議案第74号高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定についてでございますが、本案は、土地改良法による町の負担金の償還に必要な資金を積み立て、国営土地改良事業の財源に充てるための条例制定であります。

なお、今回、一ツ瀬川土地改良区から分配される国・県営施設補修準備積立金分配金を高鍋町国営土地改良事業基金に積み立てるとの説明を受けております。

以上、質疑を求めましたが、質疑はなく、討論を求めましたが、討論もなく、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号高鍋町災害危険区域に関する条例の制定について、本案は、台風や大雨などの自然災害により地理的要因や過去の災害被害が大きかった地域について、災害の再発を防ぐことを目的として建築基準法第39条の規定に基づき、災害危険区域及び災害危険区域における建築物の建築を制限するため制定すると説明を受け、質疑に入っております。

委員より、条例制定後の災害危険区域の建築物の補助率はとの質疑に、補助率は現在決まっていない、他市町村を参考に令和6年3月までに決定したいとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中、関係部分について、初めに教育総務課になります。

補正の主なものは、地域スポーツクラブ活動体制整備事業、これは当初補助金として受け入れる予定が県の委託事業として行うための科目変更であります。

次に、学校管理では、簡易補修の箇所があり、十分な強度が保たれていない箇所は雨漏りが確認され、屋上全面の防水改修工事などの計上費用、その他中学校海外短期留学派遣事業、ICT支援配置業務委託、債務負担行為等の詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、ICT支援配置業務を委託する理由はとの質疑に、ICT専門業者から様々なサポート支援を受けられることで、先生の負担軽減やより効率的に学習が行えるとの答弁。

次に、委員より、調理等業務委託先の選定方法はとの質疑に、入札の際、委託先の経営審査を行い、委託先が安定的な経営状態であるかどうかを調べる予定であるとの答弁でありました。

次に、社会教育課です。

補正の主なものは、個人より古墳関係に対する寄附100万円があり、ふるさとづくり基金に積立てするもの。なお、用途については、来年以降の予算で検討すると説明。

次に、図書館の多目的室・学習室整備に伴うテーブル、椅子等の備品購入や、コピーチャージ料不足の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、寄附100万円を使用した後、寄附者に報告するののかとの質疑に、寄附者に報告は求められていないので、現時点では報告はしないとの答弁でありました。

次に、建設管理課です。

補正の主なものは、永谷土場産業廃棄物処理委託、これは仮置きしている木材ですね——木などの処分委託料であります。

次に、法定外公共物樹木伐採手数料では、計4か所でしゅんせつ、伐採を行う手数料、そのほか川田・竹鳩線事業費用便益分析業務委託などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、川田・竹鳩線事業費用便益分析業務の委託内容についての質疑があり、竹鳩橋が完成した際の経済効果をコンサル業者が調べるための委託料であるとの答弁、その後、この業務委託については様々な質疑が受けてあります。

次に、農業政策課です。

補正の主なものは、豚熱ワクチン補助、これは繁殖豚とその繁殖豚から生まれてくる豚は豚熱ワクチン接種が必要になっていることから、経営面での負担軽減を図る予算であります。なお、1頭40円補助となっております。

そのほか農村地域防災減災事業の増額補正、下永谷地区農業用排水かさ上げ工事、国営土地改良事業基金などの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、養豚農家数はとの質疑に、農業高校を含め7農場との答弁。

次に、委員より、国営土地改良事業の町負担額の総額はとの質疑に、3億8,000万円であるとの答弁でありました。

次に、地域政策課です。

春季キャンプ激励品、スポーツ合宿補助金の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、キャンプ団体に新たな団体がいるのかとの質疑に、昨年と同じ団体であるとの答弁。

次に、委員より、スポーツ合宿補助金の支出先はとの質疑に、社会人団体を除く4団体——高校1団体、大学3団体を補助する。なお、町内の宿泊が補助条件であり、その宿泊先から宿泊証明を出してもらうことで各団体に補助金を支出することになるとの答弁でありました。

最後に、今議会では、川田・竹鳩線事業費用便益分析業務の委託内容について、議員より詳しい説明を求める声が多かったため、議長、副議長両名が町長に申し入れ、令和5年12月14日木曜日、10時10分より第3会議室において全員協議会を開き、執行部から、黒木町長、小山副町長ほか担当職員、議会より永友議長ほか12名の議員出席により、川田・竹鳩線事業費用便益分析業務の委託内容について執行部から説明を受けております。

町長より、今回の業務委託は防衛省との協議を行うに当たり、費用対効果などを試算することが目的で、この調査予算の議決により竹鳩橋の建設の可否、つまり建設するかしないかという議決にはならない。町としては、今回の調査結果を踏まえ、令和6年度以降に

議会に説明を行うとともに、しかるべき時期に建設の予算などの提案を行う。今回は調査するだけであることを御理解いただきたい等の説明を受けております。

それに対し、議員より多くの質疑があり、竹嶋橋架け替え工事の財政負担により住民サービスが低下するのではないかと、近年更新を迎える学校の改修工事計画が遅れるのではないかと懸念される意見が出ております。

また、工事に係る費用の起債計画書は平成26年の工事費用を基に作成されたものであるが、今現在と比較した場合工事費増はないのかの質疑に、工事費はそれほど変わらないとの説明を受けておりますが、その説明に疑義を感じる議員が多数いたことを報告しておきます。

そのため、①今後、できるだけ早い時期に各課から更新・改修を迎える施設一覧資料及び概算の事業費並びにそれらの事業に係る起債の償還シミュレーションの提出を求める。提出期限は調査終了までに行ってほしいということです。②調査後、速やかに議会に報告し、議会との話合いの場を設けること。③防衛省との交渉前に議会に報告し話合いの場を設けること。以上、この3点を要望することで多くの議員の意見の一致を見ております。

その後、常任委員会でまとめに入り、討論を求めたところ、修正案の提出を望むと反対の討論がありました。

また賛成討論では、全員協議会での意見を委員会でも要望することで多くの委員の意見の一致を見ております。

よって、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中、関係部分については、さきに上げた①②③のことを強く要望することで、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しております。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第68号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号高鍋町災害危険区域に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これ以て質疑を終わります。質疑なしと認めます。

次に、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について討論を行います。

なお、討論につきましては反対討論、賛成討論、先ほど言うのを忘れていましたがともに議案の範囲内での賛成討論でよろしくお願いいたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第68号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第69号高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第70号高鍋町附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第72号高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第73号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第74号高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号高鍋町災害危険区域に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第75号高鍋町災害危険区域に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）の中で、東小防音機能復旧（空調・換気）工事に対し反対の立場で討論いたします。

今回の物件は、通常の施工管理業務と宮崎県建築技術推進機構に委託しているのに1,148万8,000円が追加が出てきております。調査が不足ではないかと思っております。よって、反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に反対者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。議案第76号令和5年度一般会計補正予算（第9号）については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、道路新設改良費、委託料、測量設計委託料、事業名、川田・竹鳩線事業費用便益分析業務委託400万円は、竹鳩橋建設の調査費用です。防衛省が7割負担するレスキュー道路補助金を請求するための調査ですが、3割は高鍋町の負担となります。

建設費は現在ロシアとウクライナの戦時下、燃料高騰や物価高、円安の影響で高騰しております。橋を建設するとなれば50億円から60億円に近い建設費が予想されます。その3割もの金額を高鍋町町民が負担、借金しなければなりません。本当にその借金が高鍋町民に必要なものか疑問を感じます。

少子高齢化が年々進む中、大型のインフラ整備で10億円や20億円も借金を返済していくことが、いかに高鍋町の財政を圧迫するかは容易に想像ができます。確かに竹鳩橋ができれば便利かもしれませんが、それは町民の犠牲の上に成り立つことになってしまいます。

高鍋町が自由に使える一般財源は年間46億円です。しかし、その使い方、割合は決まっています。余裕などありません。もっと町民の生活に寄り添える政策に予算を使うべきです。

今の高鍋町の人口は1万9,223人です。10年後には1万6,000人になることも予想されております。箱物行政といえる竹鳩橋建設は、完成した20年後には人口も通行量も減り、借金の返済だけが後の子どもたちに重くのしかかります。

今回、このような予算を出す前に、10年、20年後の高鍋町はどうなっているのか、本当に竹鳩橋が必要なのか、竹鳩地区の皆さんの生活を支えるものは何なのか、もっと議論しなければならないと思います。よって、このような調査費用は時期尚早と考えます。

以上の理由で、議案第76号令和5年度一般会計補正予算（第9号）については反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、賛成者の発言を許します。8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）に賛成の立場では討論をさせていただきますが、先ほど報告にも、それから反対討論もございましたが、只今ありましたが、この測量設計委託400万円につきましては、もし昨日の全員協議会での町長と執行部からの説明、報告等の場を持っていなかったら、

恐らく議会として反対の立場を表明する者というのは多数いたんじゃないかというふうに思われます。

それでは議会の混乱を招くし、不信も招くというおそれもございますので、議長、副議長からの要請で昨日の場を設定させてもらったところでございました。

本日の文教委員会の中の報告でもありましたが、その全協の中でも今回のこの測量費の計上は、あくまでもコストと効果を算定し、今後の材料とするもののみであって、決して着工ありきでないものという町長からの言辞も頂きました。

そして今後、その結果を必ず建設に臨むスケジュールについても、必ず議会にしっかり資料と説明を必ずやっていくということの説明もありましたので、納得させてもらったというところでございます。

我々議員も町民の多くも、竹鳩橋の建設というのは絶対昔から望むものでございますので、そういう意味も含めましても、これを含んでこの案件、この経費ですね、測量設計委託400万円だけに対して異議を唱えて、ほかの全ての重要な案件を含んだ本議案に反対とするべきではないという思いを持っております。

今後、どういう案件に関しましても、ぜひ町長、執行部におかれましては議会を尊重していただいて、全てのささいなことでも報告と、経過等の報告をしながら、一緒に、議会と町と一緒によりよい町をつくっていくことをお願いしながら、本76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）に賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第76号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第71号

日程第11. 議案第77号

日程第12. 議案第78号

日程第13. 議案第79号

○議長（永友 良和） 日程第10、議案第71号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第13、議案第79号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上4件を議題といたします。

本4件は、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委

員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（古川 誠君） 15番。令和5年第4回定例会におきまして、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第71号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第77号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第78号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第79号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）の4件です。

審査は12月12、13日の2日間、第1会議室において、1名欠席、議長を除く12名の委員出席、担当課長をはじめ職員、要点筆記事務局2名、オブザーバーとして議長参加の下、行いました。

なお、説明資料を基に詳細説明を受け、委員より質疑が多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告について議案順に行います。

まず、議案第71号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてです。

今回の改正は、全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、地方税法の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたもので、内容といたしましては、1点目は、国民健康保険税の所得割額と均等割額の減額に伴う改正、2点目は、産前産後期間に係る保険税減額の届出に関する改正で、施行期日等については令和6年1月1日施行で、令和6年1月1日以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国保税に適用されることとなると説明を受け、質疑に入り、委員から、届出について町で届出の内容を確認できる場合には届出を省略させることもできるとあるが、確認の方法と周知について説明をとの質疑に、最終的に出生届などで確認を取ることができるが、途中で転入転出されたり、国保から社会保険に異動したりと様々なことが考えられるので、なるべく被保険者からの届出を出してもらいたい。

また、母子健康手帳の交付の際に周知を図っていききたいとの答弁で、対象者が届出を忘れていた場合は後からでも届出は可能なのかとの質疑には、出産後での申請も大丈夫であるとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第71号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてです。

今回の補正は、補正予算（第1号）で増額補正した、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知広報に係る費用に対する国の補助額が決定したため、財源更正を行うもの、その他4件の債務負担行為等の説明を受け、質疑に入り、委員から、マルチカードシステム保守業務委託は、特定健診や健康管理のデータ取り込み、分析・集計を行い、

保健指導学習教材を作成するという事は分かったが、町民に対して具体的にどのように反映しているのかとの質疑に、特定保健指導の際に、このデータ分析結果を用いて指導に生かしているとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第77号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、後期高齢者健康診査委託の債務負担行為の限度額設定を行うものと説明を受け、質疑に入り、委員から、特定健康診査委託の限度額と後期高齢者健康診査委託の限度額に違いがあるがとの質疑に、後期高齢者健康診査委託には心電図と眼底検査が含まれていないとの答弁でした。

以上、質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第78号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

歳出、一般管理費、介護保険システム改修委託費は、令和6年度の介護保険制度改正に伴うシステム改修を行うもので、内容については、介護報酬改定や1号保険料負担の見直しなどに対するもの。

歳入、介護保険制度改正システム改修補助金は、システム改修に係る国からの補助金、一般会計繰入金は同じくシステム改修に係る町負担分です。

その他高鍋町地域包括支援センター運営事業委託など、11件の債務負担行為の事業内容の説明を受け、質疑に入り、委員から、ケアマネジャーの成り手不足について、町としての方針はとの質疑に、現在、第9期の介護保険事業計画を策定中だが、介護人材の育成や確保のための事業もあるので、策定委員会の中で具体化していきたいとの答弁でした。

その他委員から、債務負担行為の各事業の単価の根拠の説明をとの質疑があり、それぞれ丁寧な説明を受けました。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第79号については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の報告を終了いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

ここでしばらく休憩いたします。ちょっと短いですが、11時10分より再開したいと思います。

午前11時01分休憩

.....
午前11時08分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

これから討論を行います。

まず、議案第71号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。よって、議案第71号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第77号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましても、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決で

す。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第78号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第79号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議員派遣の件

○議長（永友 良和） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第15. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第15、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第16. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第16、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第17. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 日程第17、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和5年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員